

北アルプス広域連合障害者活躍推進計画

機関名	北アルプス広域連合
任命権者	北アルプス広域連合長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
北アルプス広域連合における障害者雇用に関する課題	<p>北アルプス広域連合では、令和元年度において障がい者の法定雇用率は未達成であります。現在作成しております令和2年を計画期間とする障害者採用計画では、法定雇用人数の2名を達成する計画であり、積極的な採用活動を行っているところであります。</p> <p>計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のために更なる体制整備や各種取り組みが必要です。</p>
目標	
①採用に関する目標	計画期間内に法定雇用率達成のため障がい者2名の採用を目指す。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、長野労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障がい者の活躍を
推進するための環境
整備・人事管理

○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。